平成２２年（フ）第１０号
熊本県天草市大浜町５番７号
債務者　松下由紀子（旧姓髙橋）
1　決定年月日時　平成22年３月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月20日午後１時30分
熊本地方裁判所天草支部

平成２１年（フ）第１５１７号
東京都府中市日鋼町１番地の３日鋼団地25―501
債務者　東野美登里
1　決定年月日時　平成22年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月21日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第２７８号
東京都府中市日新町５丁目72番地の30
債務者　土屋由美江
1　決定年月日時　平成22年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月21日午前11時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１１０号
静岡県浜松市浜北区西美薗938番地の３　タナカコーポ206
債務者　相垣　高夫
1　決定年月日時　平成22年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月21日午後２時
静岡地方裁判所浜松支部破産係

破産手続廃止

平成２１年（フ）第１３７７号
千葉県市川市中国分３丁目６番11号
破産者　深澤　弘子
1　決定年月日　平成22年３月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１８９号
長崎県佐世保市大和町952番地８
破産者　株式会社トーシン
1　決定年月日　平成22年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２１年（フ）第１４２１号
千葉県市川市南大野１丁目23番21号
破産者　中村八重子こと　韓　八重子
1　決定年月日　平成22年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第７１８号
静岡県牧之原市地頭方929番地４、商業登記簿上の本店所在地静岡県牧之原市地頭方１丁目17番地
破産者　有限会社齋田モータース
1　決定年月日　平成22年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第８９号
栃木県小山市城北１丁目19番地41
破産者　有限会社インフィニティー
1　決定年月日　平成22年３月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２０年（フ）第１１４４号
千葉県長生郡長生村七井土1505番地
破産者　田中　　勇
1　決定年月日　平成22年３月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２０年（フ）第１２０６号
千葉市中央区祐光４丁目17番14号
破産者　千葉帝国警備保障株式会社
1　決定年月日　平成22年３月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２０年（フ）第１２１８号
千葉県長生郡長生村七井土1505番地
破産者　田中　總江
1　決定年月日　平成22年３月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第７４２号
千葉県船橋市豊富町621番地92
破産者　成田　善政
1　決定年月日　平成22年３月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２０年（フ）第１１４１号
東京都立川市西砂町２丁目49番地の２カザベーラ西武立川305号、破産手続開始決定時東京都立川市西砂町２丁目61番地の３ベルメゾン西砂202号
破産者　青木　鈴代（旧姓出雲・和地）
1　決定年月日　平成22年３月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第８６３号
東京都大田区南六郷１丁目28番８号城南サンハイツ407
破産者　髙林　信利
1　決定年月日　平成22年３月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成１９年（フ）第２０７３号
愛知県春日井市神屋町1335番地の１
破産者　松浦産業株式会社
1　決定年月日　平成22年３月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３４６１号
愛知県春日井市大留町１丁目２番地の１、商業登記簿上の本店所在地愛知県春日井市坂下町１丁目1545番地の３
破産者　有限会社アクロス
1　決定年月日　平成22年３月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３６４１号
名古屋市緑区六田２丁目143番地の１
破産者　有限会社ろくでん
1　決定年月日　平成22年３月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２０年（フ）第４１８５号
大阪府和泉市弥生町３丁目７番１号
破産者　永冨　伸夫
1　決定年月日　平成22年３月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８７２号
兵庫県姫路市飾磨区天神61
破産者　有限会社姫路ブライダルプロデュース情報センター
1　決定年月日　平成22年３月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所姫路支部